

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 平成17年度税制改正大綱

Q : さきごろ、財務省から平成17年度の税制改正の大綱が出たそうですが、どんな内容になっていますか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

① 個人所得課税

定率減税は次のように引き下げる。

(現行)

(改正案)

所得税額の20%相当額 10%相当額

(25万円を限度)

(12.5万円を限度)

※ 平成18年分の所得税に適用

② 金融・証券税制

一定の要件の下で、タンス株を実際の取得日及び取得価額で受け入れることができることとする。

③ NPO法人への支援

- ・ 認定NPO法人の要件を緩和する。
- ・ 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額の30%相当額(現行25%)に引上げる。

④ 組合リース事業にかかる租税回避防止

不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員の民法組合にかかる不動産所得の損失は、なかったものとみなす。

⑤ 法人の組合損失の損金算入規制

民法組合等の法人組合員の組合損失については、損金算入に限度を設けるものとする。

⑥ その他

国民年金保険料にかかる保険料控除は、保険料を支払った旨の書類を確定申告又は年末調整時に添付することとする。

